

# 公 示

## 準特定地域における適正と考えられる車両数について

制 定	平成27年	1月27日	九運公第 43号
一部改正	平成27年	8月19日	九運公第 23号
一部改正	平成28年	10月 1日	九運公第 41号
一部改正	平成29年	8月22日	九運公第 34号
一部改正	平成30年	8月24日	九運公第 44号
一部改正	平成30年	10月 1日	九運公第 49号
一部改正	平成31年	4月 1日	九運公第 2 号
一部改正	令和 元年	8月23日	九運公第 34号
一部改正	令和 2年	3月31日	九運公第123号
一部改正	令和 2年	8月28日	九運公第 31号
一部改正	令和 2年	10月 1日	九運公第 42号
一部改正	令和 3年	7月30日	九運公第 42号
一部改正	令和 3年	8月27日	九運公第 48号
一部改正	令和 3年	10月 1日	九運公第 63号
一部改正	令和 3年	10月29日	九運公第 76号
一部改正	令和 4年	8月30日	九運公第 35号
一部改正	令和 5年	8月31日	九運公第 57号
一部改正	令和 5年	9月29日	九運公第 72号
一部改正	令和 6年	8月30日	九運公第 62号
一部改正	令和 6年	9月30日	九運公第 75号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年 1月27日

九州運輸局長 竹田 浩三

記

別添のとおりとする。

(別添)

## 準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
福岡県	福岡交通圏	3,215	3,036	4,419	27.2
	北九州交通圏	1,672	1,579	2,164	22.7
	久留米市	303	286	455	33.4
	筑豊交通圏	176	166	293	39.9
佐賀県	佐賀市	260	246	361	28.0
	唐津市	108	102	179	39.7
長崎県	長崎交通圏	628	593	1,017	38.2
	佐世保市	257	242	435	40.9
	諫早市	121	114	148	18.2
宮崎県	宮崎交通圏	581	549	949	38.8
	延岡市	184	174	265	30.6
	都城交通圏	106	100	194	45.4
大分県	大分市	403	380	751	46.3
	別府市	172	163	382	55.0
鹿児島県	鹿児島市	931	879	1,461	36.3
	鹿児島空港交通圏	150	142	229	34.5

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(個人タクシーを除く)の数である。

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和5年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
福岡県	福岡交通圏	85,192,795	0.95	191,278,994	0.41	965,068	0.85	0.90
	北九州交通圏	26,955,468	0.93	70,767,316	0.37	532,725	0.85	0.90
	久留米市	5,343,085	0.93	12,456,753	0.43	101,837	0.85	0.90
	筑豊交通圏	3,562,291	0.92	9,098,081	0.42	63,747	0.85	0.90
佐賀県	佐賀市	3,793,939	0.93	9,579,692	0.38	84,322	0.85	0.90
	唐津市	2,070,904	0.94	5,098,777	0.45	39,656	0.85	0.90
長崎県	長崎交通圏	14,776,756	0.92	45,093,636	0.35	228,762	0.85	0.90
	佐世保市	5,405,445	0.92	15,485,945	0.34	84,348	0.85	0.90
	諫早市	2,335,414	0.95	6,069,078	0.36	37,300	0.85	0.90
宮崎県	宮崎交通圏	9,007,635	0.92	23,624,729	0.37	189,880	0.85	0.90
	延岡市	2,676,424	0.93	7,160,425	0.37	60,166	0.85	0.90
	都城交通圏	1,836,799	0.90	4,906,502	0.41	40,225	0.85	0.90
大分県	大分市	8,927,196	0.92	22,675,641	0.43	148,088	0.85	0.90
	別府市	3,150,371	0.93	7,706,922	0.40	56,560	0.85	0.90
鹿児島県	鹿児島市	14,424,901	0.93	36,740,877	0.36	286,964	0.85	0.90
	鹿児島空港交通圏	2,499,012	0.92	5,979,534	0.41	49,711	0.85	0.90

## ②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
福岡県	北九州交通圏	31	0.43	0.46

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1……「平均対前年度対比」は、令和元年度から令和5年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

\*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3……実働率の「上限」は85%、「下限」は90%

\*4……乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率